

保医発0831第1号  
平成23年8月31日

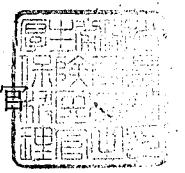
地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



### 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日保医発0305第8号）について下記のとおり改正し、平成23年9月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

##### 1 別表のⅡの133の⑨の①のアを次のように改める。

ア 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「スネア用カテーテル」、「中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル」若しくは「冠動脈オクルーダ」、又は類別が「機械器具(7) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「ペースメーカー・除細動器リード除去キット」であること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	(別表) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) (略) (9) 血管内異物除去用カテーテル ① 定義	133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) (略) (9) 血管内異物除去用カテーテル ① 定義 次のいづれにも該当すること。 ア 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具 (51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的な名称が「非中心循環系塞栓除去用力カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「スネア用カテーテル」、「中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル」又しくは「冠動脈オクルーダ」、又は類別が「機械器具 (7) 内臓機能代用器」であって、一般的な名称が「ペースメーカー・除細動器リード除去キット」であること。
イ (略) ②～③ (略) (10)～(17) (略)	イ (略) ②～③ (略) (10)～(17) (略)